

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 令和6年9月26日・東京都規則第143号

第1 概要

1 改正理由

令和5年度に改正した標記規則のうち、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 都内削減量（第4条の11の2）

中小企業の定義を「第四条第一項各号に掲げる者」に改める。

(2) 削減義務率（第4条の16）

平成27年度以降に削減義務の対象となった事業所に、電化率による義務率緩和を適用できるよう改正する。

(3) 削減義務率に関する経過措置（改正附則第3項）

削減義務率の経過措置が適用される事業所に、電化率による義務率緩和を適用できるよう改正する。

第2 施行日

公布日

第3 問合せ先

環境局気候変動対策部総量削減課排出量規制担当

直通 03-5388-3485